

高齢者虐待防止のための指針（事業所）

1 基本方針

グッドライフケア向丘（以下「事業所」という。）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定する、高齢者虐待の防止等のための措置を明確にし、確実に実施するために本指針を定める。

2 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止のための具体的措置

(1) 苦情処理の徹底

事業所内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

(2) 虐待防止検討委員会の設置

- 1 事業所においては、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を以て「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という。）とする。
- 2 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- 3 委員会は、定期的かつ必要な場合に担当者が招集する。
- 4 委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次のような内容について協議するものとする。

ア 虐待の防止のための職員研修の内容等に関すること

イ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

ウ 職員が虐待等を把握した場合に、区市町村への通報が迅速かつ適切

に行われるための方法等に関すること

エ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

オ 再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関すること

(3) 職員研修の実施

1 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものと併せ、当該事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。

2 具体的には、次のプログラムにより実施する。

ア 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解

イ 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解

ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解

エ 早期発見・事実確認と報告等の手順

オ 発生した場合の改善策

3 研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。

4 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録等により保存する

(4) その他の取り組み

1 提供する居宅サービスの点検と、虐待に繋がりがねない不適切なケアの発見・改善

2 職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与

3 本指針等の定期的な見直しと周知

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに区市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、区市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、3 (2) 1で定められた担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。

(2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

(5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

6 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

7 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページにも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年4月1日 施行

令和8年6月1日 改定